

実地指導における主な指摘事例

～指摘事例と注意点～

居住系

共同生活援助、施設入所支援

個別支援計画の作成等について

【作成プロセス】

① 利用者のフェイスシートの作成

利用者個人の基本情報、家族構成、主な生活歴、他の施設利用状況、施設利用に至った経緯、障害の状況・程度、健康状態等、利用者の基礎的な情報をできるだけ簡潔に整理する。

② アセスメント

利用者の能力や置かれている環境、日常生活全般の状況などを評価し、利用者の希望する生活や課題などを把握する。
アセスメントに当たっては、利用者等に面接して行う。

③ 個別支援計画(原案)の作成

利用者が自立した生活を営むことができるように、適切な支援内容を検討する。個別支援計画には、利用者・家族の生活に対する意向や総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、提供するサービスの目標と達成時期、サービスを提供する上での留意事項などを盛り込み、必要に応じて他の福祉サービス等との連携を含める。

④ 個別支援計画(原案)の検討会議

サービス提供の担当者等で、原案の検討会議を開催する。検討会議の内容を記録する。(個別支援計画の原案を添付すること)

⑤ 利用者・家族への説明と文書による同意

⑥ 利用者への個別支援計画の交付

計画の実施

⑦ モニタリング

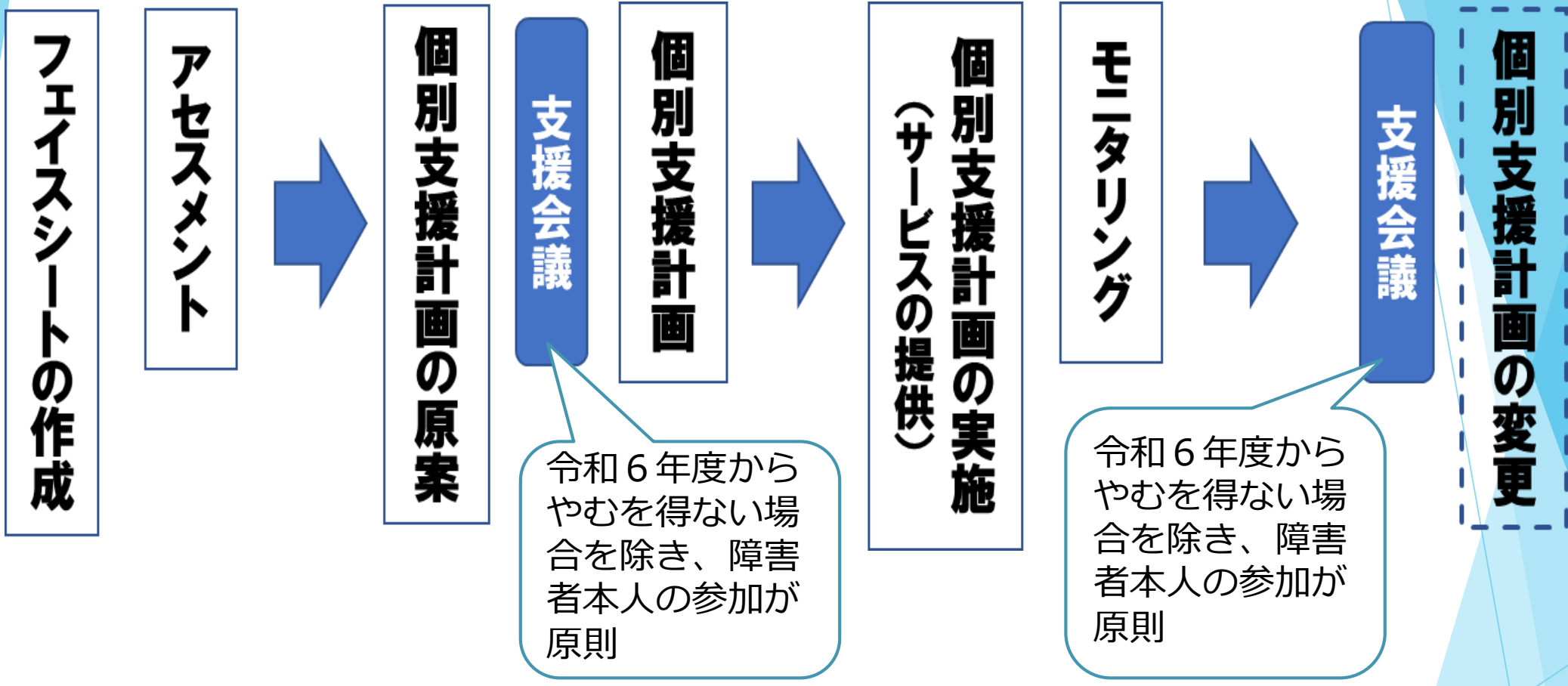
② アセスメントに戻る

《アセスメント項目の例》

- ① 利用者のプロフィール
- ② 利用者の生活や環境の把握
 - ・生活基盤に関すること
 - ・健康、障害、疾病に関すること
 - ・日常生活に関すること
 - ・コミュニケーションスキルに関すること
 - ・社会生活技能に関すること
 - ・社会参加に関すること
 - ・労働に関すること
 - ・家族支援に関すること

《個別支援計画の項目の例》

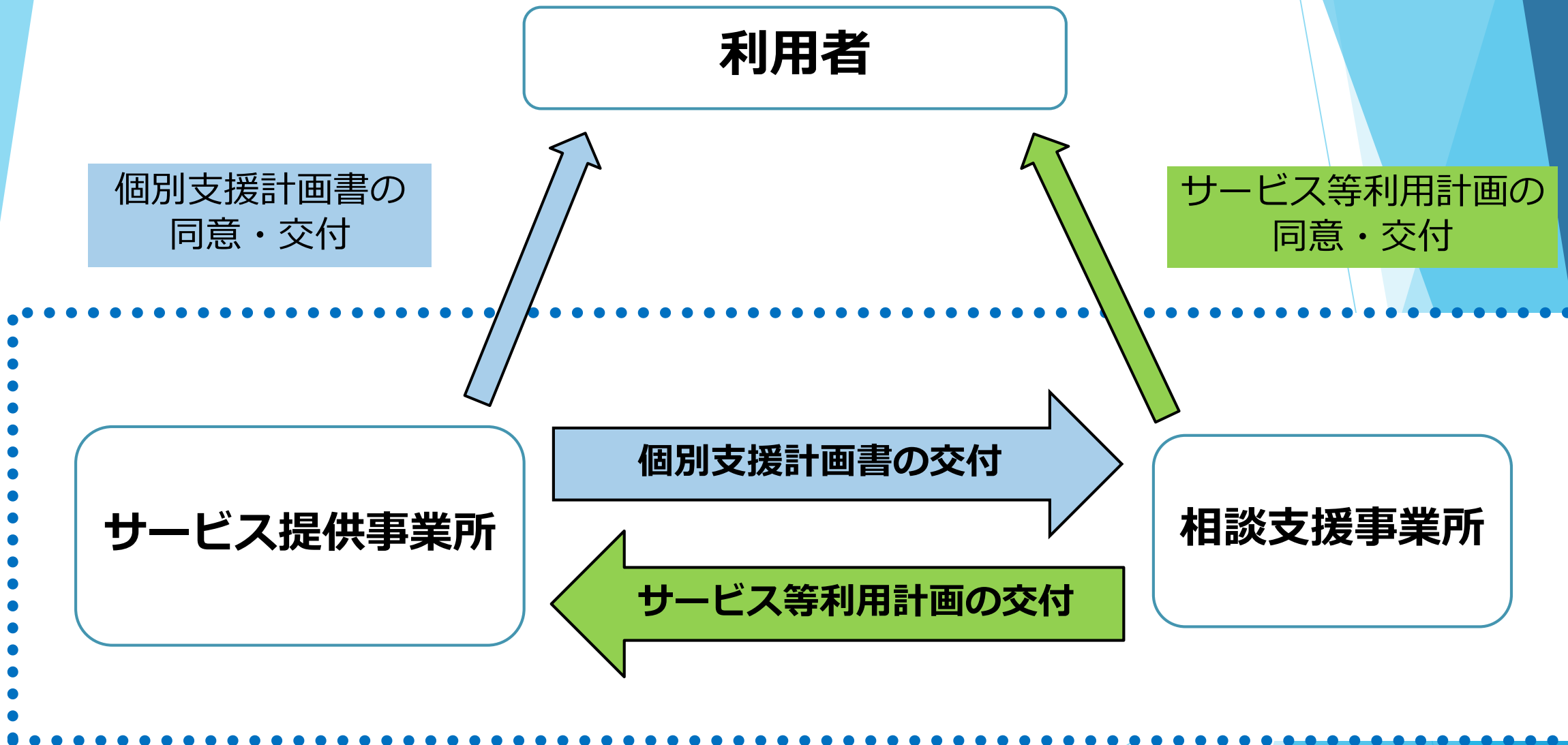
- ① 利用者・家族の意向や希望
- ② 総合的な支援課題・問題等の概要
- ③ 総合的な目標（長期的・短期的）
- ④ 項目別の課題・目標・支援内容
 - ※項目の設定はアセスメント項目②など
- ⑤ 評価（中間評価・年度末評価）



※障害福祉サービスの利用にあたり、サービス管理責任者は、適切な方法でアセスメントを行い、利用者が自立した生活を営むことができるよう適切な支援内容の個別支援計画を作成する必要があります。

※令和6年度から、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付する必要があります。

相談支援事業所間との計画の共有



個別支援計画作成での注意点①

作成に係る業務が適切行われていない場合未作成減算になります

《注意点》

作成手順ごとに**記録**が必要

(アセスメント、個別支援計画案、担当者会議議事録、本計画、モニタリング)



担当者会議を行っているが、開催が分かる議事録（出席者や挙がった意見の記載）がなかった。

作成手順に沿って行う

(作成日や同意日の**日付の前後関係**)



・個別支援計画書の同意日が担当者会議よりも前であり、手順の整合性が取れなかった。

・同意日が空欄であった。

作成時期

各サービス毎で定められた期間で見直しを行っていない



サービス毎で定められた期間毎に個別支援計画を見直していなかった。

個別支援計画作成での注意点②

作成に係る業務が適切行われていない場合 未作成減算になります

《注意点》

個別支援計画作成権限がある職員
(サービス管理責任者等) が作成し、
説明を行う

新規利用の場合、**速やかに**、個別支
援計画作成、同意を得る。
(原則は、個別支援計画作成し同
意の上、サービス提供開始)

体験利用を行う場合においても個別
支援計画書を作成し、文書により利
用者の同意を得ること。

《指摘事例》



サービス管理責任者不在の中、違う職
員が代わりに作成し、説明を行った。



新規利用者の個別支援計画が速やか
に作成されていなかった。



体験利用の個別支援計画がなかった。

個別支援計画作成での注意点③

作成に係る業務が適切行われていない場合 未作成減算になります

《注意点》

利用者の同意があって、個別支援計画書の完成となる。



同意欄は同意日を含めて利用者本人に記載してもらおう



《指摘事例》

作成をしていたもの利用者の同意がなかったため、未作成減算となった。

・ あらかじめ事業所が同意日を印字していた。

・ 同意欄に利用者の氏名を印字してあり、本人が確認したかどうか不明であった。

※障害特性から利用者本人が直筆での署名が難しい場合は、代筆が可能。その場合、代筆者はサービス管理責任者以外の者が行い、代筆者の氏名と続柄を記入しておくこと。

サービス提供の記録について

【サービス提供記録として記載すべき事項】

- ① 利用者名
- ② 記録者名
- ③ サービス提供等の内容
(外泊や入院している場合はその旨を記載する)
例：食事提供体制加算は提供の有無を記載。
- ④ サービス提供の利用者の確認（毎月一括で可能）
- ⑤ 各種加算関連

日中支援加算（Ⅰ）の留意事項

対象	<p>① 65歳以上の高齢者又は障害支援区分4以上の障害者かつ</p> <p>② 日中もグループホーム（介護サービス包括型又は外部サービス利用型に限る）で過ごす利用者</p> <p>※日中支援対象利用者数に応じて加算</p>
----	--

注意

土曜日、日曜日、国民の祝日は算定対象外

日中支援加算（Ⅱ）の留意事項

対象となる状況	<ul style="list-style-type: none">・ 日中活動サービス、デイサービス、デイケア等を利用する予定の日に利用できないとき・ 就労している利用者が出勤予定日に出勤できないとき
---------	--

《注意》 病気等で長期間休むといった場合も、**利用する予定ではない日は算定対象外！**

例： 利用予定日 ：月～金

利用予定ではない日：土日祝 →利用予定ではない日は算定外

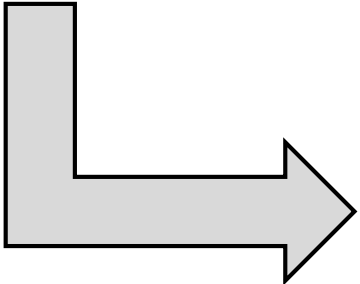
令和6年度報酬改定内容

- ・ 日中支援加算は従来、日中サービスを休んで日中支援を提供した3日目以降が算定対象であったが、**初日から算定可能**になります。
- ・ **日中サービス支援型GHに入居している区分2以下の利用者は算定対象外**になります。

避難訓練について

訓練回数	半年に1回以上（年に2回以上） ※少ない人員で対応する（夜間を想定した）訓練も行ってください。
想定災害	火災や地震 + 場所に応じた災害

《注意点》

- 
- ・ 記録を残す
 - ・ 避難場所まで移動する訓練
 - ・ 避難経路図の掲示（事業所内と避難所までの経路（複数経路確認））
 - ・ 備蓄の調整と確認（具体例）アレルギーに対応しているか、簡易トイレ等

不審者対策について

訓練回数	年1回以上
------	-------

《注意点》

- 
- ・ 訓練記録を残す

利用者から徴収できる金銭

	光熱水費	被服費	日用品	食材料費	家賃	その他利用者 に負担させること が適切と認めら れるもの
共同生活援助	○ ※1		○ ※1	○ ※1	○	○ ※2
施設入所支援	○	○	○	○		○

利用者に同意を得る

- ・費用の内訳を重要事項説明書等で明らかにする
- ・内容を変更した場合は、再度説明し同意を得る。

※1 実費精算必要

※2 ・利用者の希望によって、身の回りの品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（歯ブラシ、化粧品等、その利用者個人が特に希望する日用品等）

・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（サービス提供の一環として行うクラブ活動、行事における材料費等）

実費精算（共同生活援助）

《注意点》

食材料費・光熱水費・日用品費は、 実費精算

○毎月定額徴収の場合
精算期間（3カ月程度）を設けて、徴収項目ごとに収支を確認（精算記録）し、過徴収や不足の場合は精算

○実費徴収の場合
項目ごとに実費を確認（記録）し、明細が分かるようにして利用者から徴収

※不足分を事業所で負担する場合は追加徴収不要

※日用品費や水道光熱費については、職員の使用量も考慮し、適切な按分比率を決めて計算すること。

《指摘事例》

・食材料費や日用品費の中に不適切な項目が含まれている。

・食材料費、日用品費や光熱水費が、徴収項目ごとの精算となっていない。

・月毎の徴収記録はあるが、当該期間内に利用者から徴収した費用との比較をしていなかったため、適切に精算をし、徴収しすぎていた場合は利用者に返還となった。

・精算後、利用者からの確認書類（領収証など）を保管していない、また、精算の報告をしていない。

・各項目で見ると過徴収や不足分があったが、合計で見ると採算が取れていたため各項目で利用者に追加徴収や返還をしなかった。（例えば日用品費で余剰が出たので、不足している電気代に流用した）



不適切な徴収はありませんか？

不適切な例			
施設設備利用料	あいまいな名目	備品の貸出し代	必ず徴収できる費用でないもの
テレビやカラオケ設備等、共有で利用できる機器や設備の利用料を求めることは不適切	不明確な料金を徴収している。 (例) <ul style="list-style-type: none">・お世話料・管理協力費・共益費・入居一時金・契約更新料・礼金 等	※日常生活において通常必要とされるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められるものにあつては、 <u>実費相当額の範囲内でのみ徴収が可能。</u> <u>当該レンタル料が実費相当額の範囲内とする根拠を示す必要がある。</u> (例) <u>算定根拠のない介護用ベッドレンタル料は徴収不可。</u>	参加の有無に関わらず <u>レクリエーション費等を強制的に徴収</u> することは不適切。

徴収料金の根拠を示せないものは徴収不可

金銭管理の取扱い

利用者の金銭、預貯金証書、印鑑等を事業者及び事業所関係者が預かる場合は、様々な条件を満たす必要があります。

下記は条件の一部

- ①金銭管理の取扱いに関する内部規程を整備
- ②利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を整備
- ③預り金の払い出し時は、利用者から依頼票及び受領書を徴していること
- ④預り金の収支残高を定期的に利用者、必要に応じて家族等に報告していること
- ⑤預り金の出納管理の費用を徴収する場合、金額の積算根拠を明確にすること 等